

るいは路線敷の地域指定は既定計画と現況を重視して、その指定基準を物差しによりまして指定されたものであります。

そこで見直しの予定でございますが、六月に新聞発表がされたとおり、東京都は昭和六十四年四月を目標に指定をいたすべく関連スケジュールを発表され、本年度中にその準備に入ることになりました。

したがって見直しのための指定基準を基本とすることになりますが、この機会に御指摘の、あるいは他の点も含めて検討を行い、説明会などを通じて市民のコンセンサスを得るようにし、よりよい地域、地区指定ができるようにしたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○市民部長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

まず第一に、第一点の避難場所についてでございますけれども、災害が——大地震でございすけれども、発生いたしますと、まず第一に考えられますのは火災の発生でございす。火災が発生しますと、市内には不造家屋が多いわけでございす。延焼する恐れがあるわけでございす。そうした場合に火災が拡大しますと

生命の危険が及ぶわけでございすので、その場合において避難を必要とするわけでございす。このような非常事態が発生した場合につきまして備えるために、公園などが、それから運動場とか校庭等の空地を、一時避難場所として指定してあるわけでございす。

それで、現在、市内に一時避難場所と広域避難場所につきましては、合わせてますと二十カ所ございす。それで一時避難場所は市が指定するというふうなことでございすけれども、広域避難場所につきましては東京都が指定するわけでございす。といいますのは、東京都が広域的に災害が発生した場合について、場所を選定するというふうなことでございす。それでその対象といたしますのは、面積が十平方メートル以上の空地を必要とするというふうになっておりますので、段上の御指摘の点につきましては空地がございせん。そういうふうなことでございす。

一時避難場所につきましては、先ほども申し上げたとおり市が指定するわけでございす。この場合、災害等で火災等が発生いたしまして避難する場合には、長くて期間的には二日間か三日間程度だろうというふうなことでございす。それでそれから広域避難場所に移るといふふうなことでなく、一時避難してそれで

対応ができますればもとに帰るというふうなことで、一たん一時避難場所からさらに広域避難場所に移るというふうな見解ではございませんので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

それから、奥多摩湖の強度の問題でございますが、耐震度といいますが、これについては現在東京都が管理してあるわけでございますが、東京都にお尋ねいたしましたも、絶対にこのダムは大丈夫であるというふうなことでございます。と申し上げますのは、ダムが水がたまっている方にアーチ式になっておりますので、人工でつくりましたものについては絶対大丈夫であるというふうなことでございます。ですかり、東京都にお尋ねいたしましても強度何度というふうなことについてはお答えいただけませんで、絶対大丈夫であるというふうなことで御理解いただきたいと思います。思う次第でございます。

それから防災倉庫でございますけれども、防災倉庫につきましては、消防団の団が五分団あるわけでございますけれども、さらにもう一つ場所を設けまして六カ所つくってございます。現在、福生には六カ所の場所があるわけでございます。それ以外、今年度六十二年度から、防災倉庫につきまして備蓄庫につきまして

も各町会につくってきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから町会の補助金の関係でございますけれども、一切含めまして二千万円以内なのかというふうな御指摘でございますけれども、今年度は先ほど市長が答弁させていただきましたとおり、改善させていただきまして修繕費を含めまして二千五百万円以内と。別に修繕費につきましては、新たに五百万円を加えていただくというふうに御理解していただきたいと思います。

以上、私の方から補足答弁をさせていただきます。

○建設部長(森田進君) 自席からお許しいただきまして、御質問のうち、建ぺい率の見直しの関係で具体的に二点ほど質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず路線敷というふうなことで、市の都市計画図を見ますと確かに道路に沿った面で路線敷の方法がとられていて、この分については建ぺい率、容積率が高くなる。それに対する御質問でございますけれども、これは一応この道路を挟みまして用途地域の地域指定が、例えば商業地域あるいは近隣商業地域、隣が道路

を挟んで住居地域あるいは一種住専、そんなふうな形になっております。それ、それ建ぺい率が違ふわけでございしますが、緩衝というかそういうふうな意味を持って路線敷としての用途地域の指定がされてゐるとそういうことが一つございます。

それからもう一点、第一種住専地域の建ぺい率の差というところでございます。確かに市の都市計画図で見ますと、一種住専の中で、三〇%の容積率が六〇、それ

それで、福生市については、そのうちの三〇・六〇、あるいは四〇・八〇、そういうふうなことを決めてゐるわけでございますが、第一種、第二種というふうな住居地域の、住居専用地域というこの理解と申しますかそれについては、一応建築できる建物、そういうものを一種住専の場合には、三までは認めると、二種住専の場合には三までは認めると、それぞれそういうふうな決め方でございます、建ぺい率とは若干そういう意味では違つてゐるわけでございますが、福生市の、今一種住専の中で、三〇・六〇、あるいは四〇・八〇の、じゃめ仕分けはどうしてしたんだとそういうふうなことでございますけれど、これは決めた方といたしまして、その時点における土地利用の実態、それから、過去に当然都市計画と用途地域の指定がされておりました、それを一応ある時点、時点で手を加えるわけでございますが、前からの経過、そういう両方を一つのベースにいたしました、それぞれ決めてきけると、そういうことが実情で

でございます。

それともう一つは、そんなことで比較的今の社会情勢の中で立地条件に割合恵まれている部分、そういうところについては、どうしてもそれだけ市街化が進んでおると、そういうふうなことから一種住専の中でも四〇・八〇とかそういうふうな形がとられているということでございます。以上でございます。

〇七

番(井と寅吉君)

自席から再質問をさせていただきます。

ただいまは懇切丁寧に御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。でございます。

理事者のお考えもそれぞれ大変結構でございますけれども、広域避難場所につきましては心配されるのは小河内ダムの欠陥ということで、先ほどもお尋ねしたんですけれども、部長の答弁の中で、東京都の言うには絶対に大丈夫だというようなことを言われたそうですけれども、世の中に「絶対」という文句があるのかどうか、その辺のところも疑わしいわけでございますけれども、恐らく小河内ダムが欠陥するような場合には、我々の家屋はとうに倒壊してしまつて、運よく助かった人たちが避難場所に避難するような形にならうかと思ひますけれども、

ども、その場合に、二億トンの水が一斉に流れ出すということになると、これは大変なことになるわけでございます。一口に二億トンといいますが、しかもその二億トンの水というのはどの程度なのかというと、大体小河内ダムから川崎の河口までが七十キロ少々だそうでございますけれども、この七十キロの間に水深が三十メートル幅百メートルにわたって水を張ったその量が大体二億一千万トン、そのような勘定になるわけでございます。したがって、そういう場合のその避難場所の恐ろしさというものは言わずと知れたことだということに考えられるわけでございます。台風や大雨の後には、小河内ダムの上からオーバーした水量だけでもかつて南公園などは一面の水浸しになったこともあるわけでございます。

十分過ぎるくらい、備えあれば憂いなしの例えでございますので、地域の防災組織等を通じて、市民の皆さん方にそういった恐ろしさ等も知っていただいておくべきであらうと私は考えるんですけれども、理事者のお考えについてもう一度お尋ねをしたいと思います。

なお、防災倉庫につきましても、決定した以上早急に取りかかっていた方がいいと、これはこのように要望しておきたいと思ひます。また、夜間の防災につきま

してもいろいろと難しい点があるかと思いますが、人間はわがままなもので、実際は必要だとわかっていても自分の利益にならなったり面倒なことはやりたくないというのが人情でございますけれども、その中でも毎年率先してこのような行事に参加されている市民の方もたくさんおいでになるわけでございます。参加をしない方はいろいろな文句も言っているようでございますけれども、しかし強制するわけにもいきませんので、自主防災の組織もあるということも深く認識していただく意味からも、地域防災等の中で実際の夜間訓練等も行っていたら幸いだと思います。

そしてそのためには、補助金等は少しふやしてもいいんじゃないかと、そんなふうにも考えるわけでございます。そしてそういう補助金等を十分に活用して行っていたくならずば、本当に結構な話だと、こんなふうにも考えるわけでございます。そういったことによって夜間の備えにも万全を期して、なおかつ災害が来ないように祈りつつも、万が一のことを考えてあらゆる角度からPR等も十分に行っていたらいいというふうには、これは要望にとどめておきたいと思っております。

次に、福生市町会等の会館設置費等の補助金交付規則についてですが、

いろいろと御答弁いただいてよくわかりましたが、関連して会館等の敷地についてお尋ねをしたいと思います。

この規則は昭和四十八年三月三十日に定められたようになっておりますが、それ以前にはこういうような規則はなかったのかどうか。条文には、土地に関しては会館のための用地として取得をする場合によって補助金を交付するとなっておりますが、そこでいろいろなケースもあろうかと思えますけれども、取得をしようとする用地が七十万円以下で補助金の対象にならなかった、こんな例が考えられますか。七十万円は今のときの相場ですら場所によっては一坪すら買えないような状態にあるわけでございます。しかし、規則は規則ですと言われてしまえばそれまでですが、規則といえどもこれはあくまで人間がつくったものでありますので、人間によって時代に沿った変え方も、時によっては必要であらうというふうにも考えられます。

そこで考えていただきたいのは、取得ならば七十万円でも補助金の交付を受けることができるが、借地の権利金については数百万円といえども補助金の対象にならない。現在の規則ではこのようになっております。甚だもって不公平極まりない、

こんなふうにも考えられるわけでございますけれども、理事者のお考えについてお尋ねをいたします。

また、同じ借地でありながらも、地主の考え一つで固定資産税が免除になるような手続をとってあるところとそうでないところと、いろいろあるように聞いておりますが、前者の場合には当然無税であるために地代も要らない。したがって金暮れのつけ届けぐらいで済ますことができます。また後者の場合については、一般の民家の借地と同様地代を支払っているわけでございますが、これについても決して公平ではない。そこで、この際ぜひとも権利金についても全面的に補助金の対象にするよう考えるべきであろう。

そこで、一つ私なりに提言をさせていただくならば、現在町会等の会館の敷地の大部分は借地であろうと思いますが、地主によって権利金や地代についても額の差があるのではないかと。また、書きかえの時期についても全部異なっていると思っております。そこでそれぞれの書きかえの都度によさるものとし、また全会館の借地を一度にやるか、いずれの方法でも結構ですが、借地名義をそれぞれの町会なり地域なり市の方へ名義変更をして、全面的に市が地主から直接借り受けて、

管理責任についてはそれぞれの町会なり自治会に任せる、このような方法もできなくはないと思いますが、ほかにまだこれ以上のいい案、方法でもあれば別ですが、いずれにしても書きかえが間近に来てセッパ詰まっている町会等もあるようでございしますので、できるだけ早い時期に地主と市と関係町会の三者会談を開くなりして、相応の対策を講じていただきたい。

とかく新開地に建てられた地域会館等については、冷暖房も完備され立派なものであり、かつ無償でこのような場所を使用できる。ところが、旧地域といいますが古くからある地域や町会の会館等については、当然のことながらそれぞれの地域負担であり、その額についても多額にのぼり、このままでは町会なり地域において持ち切れなくなるケースも生じる可能性も十分考えられるわけであります。確かに金もかかるし難しい問題ではあります……。

そこでもう一つの方法として考えられるのは、現在対象となっている会館は何か所ぐらいありますか。恐らくせいぜい十五会館ぐらいでとまるのではないかと、いふふうに考えられますが、仮に十五として、その十五の建物に対して月々二十万円の予算を補助金としていただくなれば、一會館当たりになりますと一万三千四百円

ぐらいになろうかと思ひますけれども、それでも二十年間だと一會館につき三百二十万円の補助金が出せる計算になるわけです。いかに福生の財政が苦しいといつてもこのくらいは何とかなるのではなからうか。そのために小さなお子さんか、お年寄りに至るまで何万人もの人たちが、安心とコミュニケーションの場として使えるようになるわけでございますので、それらを考えれば安心のものではなからうかと、こんなふうに考へるわけです。

どちらの方法をとるにいたしましても、どうかひとつ市の方としてもよろしく考へていただきたい、そう思ふわけでございます。それぞれの地域にこのような會館があつてコミュニケーションの場があればこそ、地域の自主防災組織等もできたし、行政の末端の手伝い等も願へるわけでございますが、その辺のところもよく考へていただいて、そこで勇氣と決断をもつて最善の努力をお願ひしたい、このように考へます。市で大変なことは町会等においてはそれより数十倍も数百倍も大変なことになるわけでございます。そういったことも念頭に置かれた上で、御答弁をお願いしたいと思います。

それとしまゝ一点、これはわからなければ結構でございますが、現在福生市で

町会等の會館の敷地として借用しているもので、税金の代償として物納されたところがあるかどうか。仮に物納されたと仮定して、地主が日本政府に移った場合にはどのように変わってくるのか。恐らく書きかえや権利金等も、相手が日本政府ということになる必要なくなるのではないかと、こんなふうにも考へるわけでございますが、以上、わかつたり御答弁をお願いしたいと思います。またわかりなければ調べた上で、いつでも結構です。お知らせをいただきたいと思います。

続いて税金問題について再度お尋ねいたしますが、固定資産税ばかりでなくて、学校の用地買収についても事務処理を長年にわたつて放置しておいたために多くの市民に大変迷惑をかけた、このような話も幾つか聞いておりますが、当時の状況と現況についてはどのように変わつてきているか、この辺についてもひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

次に、地名変更については、聞けば多額の経費がかかるようですが、過去において、区画整理などの理由から、数回地名の変更が行われているわけでございます。今後とも熊川地区のように区画整理の計画でもある地域については、その都度あわせて地名の変更もできると思ひますが、地域によっては区画整理が永久に困難

であったり、あるいは不可能な地域もあるのではないかと、こんなふうにも考えられるわけでございます。これらの地域についてはどのような対策を考えておられるか、もう一回御答弁を願いたいと思います。

それと建ぺい率については、福生は福生なりに考えを持って進めているように感じますが、恐らく他の市町村においてもいろいろと計画等もあるかと思いますが、それらについて調べたことがあるかどうか。また他市と福生との比較についてもどのようになっているか。

以上、よろしく御答弁を願ひまして再質問とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 一時まで休憩いたします。

午後零時 五分 休憩

午後一時 二分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(古谷徳男君) 自席から御答弁を申し上げます。

まず、町会の会館についての点で二つばかり私の方からお答えしますが、いろいろ町会の会館については形態がみな違ひまして、それぞれの町会で維持管理をしていただいているわけでございますが、御指摘の維持費の補助とか、更新時に市の名義に書きかえたりどうか、いろいろそういった問題につきましては、地主さんのいろいろそういった当初の契約、そういったこともそれぞれ内容が違ひと思いますし、複雑な権利関係もありますので、今後、これらにつきましてよく調査をし研究をさせていただきたいと、かように思います。

それから、用地取得以外の権利関係になろうかと思うんですが、更新新料の関係ですけれども、これは借地権の取得なりその更新の場合の—相当、二十年ぐらいたつとそういうことがあるんですけれども、それらについては、現在の規則の中で運用の面で対象にしても差し支えないとこのように思っておりますが、これらについてもいまいましいような面で詰めていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしくひとつお願いいたします。

○市民部長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして、第一点の河川敷の避難の関係につきまして御答弁させていただきます。

地震が発生した場合につきましては、すぐに避難というふうなことはございませんで、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、火災が拡大したり身の危険が迫ってきたというふうな場合について、都知事または市長が安全性の確認をして避難勧告を申し上げるわけでございます。といいますのは、都知事が広域避難場所の勧告をするわけでございます。市長といたしましては一時避難場所に勧告するわけでございますが、それらにつきましては今申し上げたとおりでございますけれども、勧告を申し上げます東京都につきましては十分連絡を密にさせていたいただきます。避難方法についてはまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

それから会館の件でございますけれども、対象の会館数は——といえますのは借地の会館数でございます。現在三十五町会ありますうち、借地として借りておりますのは十九町会でございます。それで、その借地に伴います物納の関係でございますけれども、私も現在聞いておりますところによりますと、物納として固に納めたという借地は、現在私も聞いておりませんので、ひとつ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○建設部長（森田進君）

御質問の最後の、建ぺ率について他市の状況はどうかと、そういうふうな御質問でございますが、特に御質問が建ぺ率のうち一種住専が中心のようでございますので、その辺について他市の状況を御説明させていただきます。今私の手元にあります資料は、比較的市街化が進んでおります立川市、あるいは武蔵野市、三鷹市、あと府中、昭島などがそういう十市について調べたものでございますけれども、一種住専として市街化区域の中で指定されている地域の割合でございますけれども、これはこの十市の平均では六〇％、全体の市街化区域の六〇％が一種住専と、そういうデータがございまして、このうち特に一種住専の多いのは、小金井市が七一％という数字でございまして、一番少ないのが立川市の五〇％ということでございます。平均しまして六〇％。

それで私どもの市はどうなっているかといいますと、福生の場合には五六％が市街化区域における一種住専の割合でございます。その中で、建ぺ率三〇％、これは一番低い建ぺ率でございすけれども、これについて申し上げますと、今申し上げた十市の中では平均が五八％。この五八％と申し上げますのは、一種住専の中での割合が五八％だと、そういうことでございます。三〇％が多いのは、府

中市、これが一種住専の中で三〇%の建ぺい率が八〇%を占めております。それから武蔵野市が一番少なくて、武蔵野市については四%というような数字が出ております。

福生市はどうかといいますと、福生市は五四%でございまして、一種住専の全体に占める割合、それから三〇%の全体に占める割合、双方とも今申し上げました先進市と言われます十市の平均を若干下回っているのが、福生市の一種住専の指定の中身でございます。以上でございます。

○総務部長（浅見裕康君） 過去における用地買収に伴います一連の事務処理が、当時若干さんであったということによります御協力をいただきました土地所有者に、そういった意味で御迷惑をおかけしているというようなことに対します御指摘というように考えておりますけれども、最近におきましては、用地交渉の時点で、事後におけるいろいろな土地の登記事務だとかいうこと等の、市側で要するに事務的に、やはり市の責任において行うこと、こういったことはこういうことを行いますと、それからあと土地所有者側でやっていたことはこういうことです。というようなことを十分御理解いただく前提で説明を申し上げまして、それで事

後の事務処理について万全を期していくというようなことで今事務処理を行っておりますので、過去にそういった御迷惑をおかけしたことににつきましては深くおわびを申し上げますけれども、最近においては的確に事務処理がされていくと。特にそういった不平とか御指摘はいただけてないというふうなことでございますので、ひとつよろしく願います。

○助役（古谷徳男君） 申しわけございません。一つ、住所地番の関係で「大字」の

問題でございますが、区画整理のできない地域の考え方とこういうことですが、先ほど市長の方から御答弁申し上げてあるとおり、いまだ少し検討をさせていただきたいと、こういうことでございしますが、いずれにいたしましても、今熊川地区の区画整理の調査、そういう段階でございまして、その辺と進行状況を見ながら、やはり区画整理ができればその際に解決できる地域もあるわけでございしますので、そういったもののかみ合いを見ながら、今後検討をさせていただきたいということでございますので、そういう点御理解をいただきたことのように思っています。以上です。

○七番（井上寅吉君） いろいろと御答弁ありがとうございます。以上です。理事者サイドも真剣になってそれぞれ取り組んでくださっているようでござい